

令和5年10月20日

第10回二本松市農業委員会総会議事録

二本松市農業委員会

第10回 二本松市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年10月20日(金) 午後2時00分から午後2時36分

2 開催場所 二本松市市役所 正庁

3 出席した委員

農業委員

1番 野地 太郎

2番 佐藤 勝則

~~3番 大内 和長~~

4番 菅野 一紀

~~5番 川口 美奈子~~

6番 武藤 一夫

7番 安齋 栄

8番 安齋 喜八

9番 佐久間 栄吉

10番 武藤 栄利

~~11番 菅野 秀和~~

~~12番 根本 信康~~

~~13番 佐藤 孝志~~

14番 佐藤 美由紀

15番 遠藤 伝栄

16番 馬場 利正

17番 松本 太

18番 齋藤 弘美

19番 奥平 貢市

農地利用最適化推進委員

20番 菊地 清吉

21番 佐藤 孝

22番 武藤 善朗

23番 安齋 浩一

~~24番 佐藤 一男~~

25番 佐藤 薫

26番 石川 重彦

27番 菅野 正寿

28番 佐藤 洋三

29番 平 義一

30番 大石 忠雄

31番 遊佐 一夫

~~32番 渡邊 久~~

33番 伊藤 金志

34番 渡邊 一正

~~35番 遠藤 康子~~

36番 大内 信一

37番 安齋 秀明

~~38番 武藤 健之~~

4 欠席委員

農業委員

3番 大内 和長 委員、5番 川口美奈子 委員、11番 菅野 秀和 委員、
12番 根本 信康 委員、13番 佐藤 孝志 委員

農地利用最適化推進委員

24番 佐藤 一男 委員、32番 渡邊 久 委員、35番 遠藤 康子 委員、
38番 武藤 健之 委員

5 遅参委員

なし

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 議案第61号 現況確認証明申請について

第4 議案第62号 農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願出
について

第5 議案第63号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

第6 議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変
更申請について

第7 議案第65号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計
画の承認について

第8 議案第66号 令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見
書の提出について

7 農業委員会事務局職員

事務局長 高根功幸 農地係長 湯田匡史 農地係 筈崎裕一

8 会議の概要

議長（奥平貢市）会長 これより、令和5年第10回二本松市農業委員会を
開会します。

（宣告 午後2時00分）

議長（奥平貢市）会長 委員の出席状況を報告いたします。

出席委員は、農業委員19名中14名、推進委員19名中15名で定足数に
達しておりますので、本総会は成立しております。

本日、3番大内和長委員、5番川口美奈子委員、11番菅野秀和委員、
12番根本信康委員、13番佐藤孝志委員、24番佐藤一男委員、
32番渡邊久委員、35番遠藤康子委員、38番武藤健之委員から欠席の旨、
届出がありましたので、ご報告いたします。

議長（奥平貢市）会長 それでは、日程第1、二本松市農業委員会会議規則
第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただ
くことにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　それでは、4番菅野一紀委員、6番武藤一夫委員の
兩名を指名いたします。

議長（奥平貢市）会長　日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

議長（奥平貢市）会長　異議なしと認め、会期は本日1日間と決しました。

なお、この際お願い申し上げます。

議案の個人情報につきましては、法令に基づき、適正に取り扱っていただき
ますようお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第3、議案第61号「現況確認証明申請
について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案説明の前に、皆様に配付いたしました議案正誤表をご覧ください。

議案書8ページ、議案第63号番号3について、申請の際に、譲渡人・貸付
人 XXXXXXXXXX の権利内容が「賃貸借」となっていましたが、正しくは「所有権移
転」となる旨、行政書士より権利内容修正の申出がありましたためご了承ください。

議案書3ページをご覧ください。

議案第61号現況確認証明申請について。

福島県現況確認証明書交付事務取扱要領により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、農地の所在、XXXXXXXXXX、登記地目・畑、現況地目・原野、面積1,236平方メートル。非農地の事由、長期間にわたり管理されなかったため、草木が生い茂り荒廃化したものであります。

なお、所有者氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案第61号現況確認証明申請について調査内容を報告します。

10月6日午後1時30分より、農業委員松本太さん、推進委員大石忠雄さん、事務局から高根局長、主査長谷川さんと5名にて現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。現地は団地化された谷間の土地にて、周りもなにも作付けされておらず、原野化されている所です。二本松市農業委員会非農地判定基準に合致すると思われますので、非農地判定やむなくとし、判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

(意見なし)

議長（奥平貢市）会長　それでは採決いたします。

議案第61号、番号1について、原案のとおり判定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第61号、番号1については原案のとおり判定することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　次に、日程第4、議案第62号「農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局　議案書4ページをご覧ください。

議案第62号農地法第4条第1項の規定による許可処分の取消願出について。

次のとおり願出があったので、下記の土地について許可処分を取り消すものとする。

令和5年10月20日提出　二本松市農業委員会会長　奥平　貢市。

申請人は[REDACTED]について、平成3年8月12日付けで直売所建築のための転用許可を受けましたが、東日本大震災等の影響により事業実施が困難と

なったため、農地法第4条の許可を取り消すものであります。

なお、申請人氏名等につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 議案第62号について調査内容を報告いたします。

内容については、ただいま事務局の説明のとおりであります。これはですね、
[] さんのお父さんの [] さんが昨年12月に亡くなって以来ですね、私
の方にどうしたらいいべなという相談は受けておったのですが、私もなかなか
結論が出なくてとりあえず役所に話をし、出せば多分、許可取り消しになる
んじゃないかということで先月出したということでございます。なかなか []
[] さんとは会えなかったもので、今日だったんですが、再度現地を確認いたしま
した。取り消し後は農地として利用したい、ただあの近くにですね、宅地とし
て、なっている部分についてはどうしたらいいかという、ひとつ問題は提供さ
れておりました。以上です。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

6番（武藤一夫）委員 確認なんですが、これだいぶ時間が経っているわけ

ですが、何もされてない、さっきちょっと建物という話もあったんですが、そういう事も一切ないということ。

事務局 ただいまの質問についてですが、こちらの方で申請者の方から現地の写真の方いただいております、こちらについては特別建物等なにも、基礎もなにもない、建物の影すらない土地ではありましたことを確認しています。

議長（奥平貢市）会長 よろしいですか。

その他に質問、意見等ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 それでは採決いたします。

議案第62号、番号1について、原案のとおり許可処分を取り消すことに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第62号、番号1については、原案のとおり許可処分を取り消すことに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第5、議案第63号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。

なお、この際、申し上げます。

本議案中、番号6について、XXXXXXXXXX委員が、議案に関係がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に準じて、関係委員を除斥して審議いたします。

よって、まず、議案第63号、番号6を審議することとしますので、

委員の退席を求めます。

(委員 退席)

議長（奥平貢市）会長 議案第63号、番号6について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案書10ページをご覧ください。

議案第63号農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和5年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号6、布沢集落で開催するイベントの参加者増加により、交流施設、駐車場が必要になったため申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は概ね10ヘクタール以上の規模の一団の農地であり第1種農地と判断されますが、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上、又は業務上必要な施設に該当しますので、例外的に許可できると判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について、担当委員の調査結果の報告を求めます。

6番（武藤一夫）委員 議案第63号番号6番について調査結果をご報告いたします。

10月16日午後1時より、本人[REDACTED]さん、あと最適化推進委員の佐藤一男さん、あと私とで現地を確認しました。前にこれは農振除外した土地でありまして、駐車場として使うということになったんですが、今回しっかりとした運営をするために、中山間直接支払事業の方に使用貸借をしてしっかり運営していくということです。なんら問題なく許可相当と考えてまいりました。皆さんのところにパンフレット渡ってますが、年々第3回なんだそうですが、盛んになっているということで、まあ駐車場も必要だろうということで考えてまいりました。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、採決いたします。

議案第63号、番号6について、原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第63号、番号6については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

委員の除斥を解きます。

（委員 復席）

議長（奥平貢市）会長 次に、議案第63号、番号1から番号6のうち、番号6を除く5件を審議することとします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書5ページをご覧ください。

番号1、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書5ページから6ページにかけてをご覧ください。

番号2、申請地周辺で建売分譲住宅の需要が見込まれるため、申請地に建売分譲住宅を計画します。

汚水は合併浄化槽を設置し、市道側溝へ排水します。

農地区分について、申請地は公共施設に類する施設の周囲300メートル以内の区域にある農地に該当しますので、第3種農地と判断されるものであります。

議案書7ページから9ページにかけてをご覧ください。

番号3、既存処理施設の残容量が少ないため、申請地に新たな処理施設を計画します。

汚水は浸出水水槽を設置し、排水基準を満たした後、側溝へ排水します。

農地区分について、 、 は特定土地改良事業等を施工した農地であり、第1種農地と判断されますが、転用に係る第1種農地の面積が事業全体面積の1/3未満であるため、例外的に許可することができると判断されるものであります。 、 以外の12筆は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

また、本件につきましては関係他法令との調整を行ったうえでの許可となります。

番号4、今後の生活を考え、申請地に住宅建築を計画します。

汚水は市下水道へ排水します。

農地区分について、申請地は都市計画用途地域内の第一種住居地域にありますので第3種農地と判断されるものであります。

議案書10ページをご覧ください。

番号5、再生可能エネルギーの普及拡大を図るため、申請地に計画します。

汚水の発生はありません。

農地区分について、申請地は小集団の生産性の低いその他の農地に該当しますので第2種農地と判断されるものであります。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

引き続き、担当委員の調査結果の報告を求めます。

4番（菅野一紀）委員 4番菅野です。議案第63号番号1について調査内容を報告します。

10月19日午後1時30分より、推進委員の大石忠雄さんとともに貸付人■■■■さん、何度も連絡したのですが、連絡が取れず、代わりに行政書士の■■■■さんから来てもらいました。また借受人の■■■■さんは仕事ということで、前の日、18日午後6時30分より電話にて確認を取りました。現地調査は行政書士の■■■■さんからの聞き取り及び現地調査を行いました。内容は事務局説明のとおりです。事情を聞くと奥さんの■■■■さんの親は現在一人暮らしということで、将来的に親の面倒を見るためと聞いております。生活排水などは既存の下水路に流すため特に問題がないため許可適当と考えます。皆様のご審議よろしくお願いたします。以上です。

18番（齋藤弘美）委員 18番齋藤です。議案第63号番号2と3について調査内容を報告します。

まずは番号2について、10月15日に譲渡人の■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、■■■■さん、譲受人の株式会社■■■■の■■■■さんから内容を聞き取り、安齋浩一委員とともに現地調査を行いました。内容は事務局説明のと

おりです。調査の結果、排水など特に問題がないため、許可適当と考えます。
ご審議よろしくお願いたします。

次に、番号3について調査内容を報告いたします。大規模農地転用なので、
10月13日に農業委員、推進委員全員と、事務局より高根事務局長、笹崎さ
んとで現地調査を行いました。譲受人の■■■■二本松事業所の皆さんから説明
を受けました。内容は事務局説明のとおりです。なお、地権者の7名の方には
16日に内容を確認しました。調査の結果、当該地は山の谷合にある農地で、
周りの農地には影響がないと思われまますので許可はやむを得ないと考えます。
ご審議よろしくお願いたします。以上です。

7番（安齋 栄）委員 7番安齋です。議案第63号番号4について調査内
容を報告いたします。

去る16日午前9時より譲渡人の■■■■氏に、遊佐一夫推進委員とともに、
現地にて聞き取り及び説明を受けました。内容は事務局説明とおりです。隣地
等に問題なく、許可適当と判断いたしました。なお譲受人の■■■■さんは遠地の
ため電話での確認ということで申請に間違いはないということでございました。
皆様方の審議よろしくお願いたします。以上です。

15番（遠藤伝栄）委員 15番遠藤伝栄です。議案第63号番号5につい
て調査内容をご報告いたします。

15日の日曜日の午前9時から譲渡人の■■■■さん、それから■■■■さ
ん、二人とです。ね現地の畑にて説明を受けました。譲受人の■■■■に

つきましては担当者が変わっちゃったとのことで、行政書士の■■■■さんに
16日の月曜日の日に電話で確認して、申請等に間違いがないということでござ
いました。内容等については事務局説明のとおりで、許可適当と考えます。皆
さんのご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許し
ます。

質問、意見ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので、採決いたします。

議案第63号、番号1から番号6のうち、番号6を除く5件について原案の
とおり許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第63号、番号1から番号
6のうち番号6を除く5件については、原案のとおり許可することに決定いた
しました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第6、議案第64号「農地法第5条第1
項の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書11ページをご覧ください。

議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の許可後の事業計画変更申請があったので審議を求める。

令和5年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

番号1、当初建築面積323.71平方メートルの倉庫と55.38平方メートルの事務所を建築する計画でありましたが、社会情勢の変化等によりそれぞれの建築面積を倉庫186.77平方メートル、事務所84.94平方メートルに変更します。

なお、申請人氏名につきましては、議案書記載のとおりであります。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 以上で事務局の説明が終わりました。

引き続き、本議案について担当委員の調査結果の報告を求めます。

16番（馬場利正）委員 16番馬場です。議案64号1についての調査報告をいたします。

10月17日8時30分より、伊藤委員、譲受人の方から■■■■さん、私とで現地にて説明を受けました。内容については事務局説明のとおりであります。この議案はですね、4月の許可時点に比べて建設費が非常に高騰したということで、当初重量構造物での一体構造物ということで計画しておったそうですが軽量鉄骨でも出来るだろうということで軽量鉄骨倉庫と事務所を分離して建築

するというものでありますので、何ら問題なく許可適当と思われまゝ。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

議長（奥平貢市）会長 以上で、担当委員の報告が終わりました。

これより、只今の事務局並びに担当委員の報告に対する質問及び意見を許します。

ございませんか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので採決いたします。

議案第64号、番号1について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第64号、番号1については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第7、議案第65号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案書12ページをご覧ください。

議案第65号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）

附則第5条の改訂により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記農用地利用集積計画の決定について意見を求める。

令和5年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

今回の告示は、10月31日を予定しております。

農地流動化の状況について、議案書20ページをご覧ください。

今回の利用権設定内容につきましては、二本松地区10筆、計26,379平方メートル。安達地区25筆、計40,038平方メートル。岩代地区1筆、計867平方メートル。合計36筆、計67,284平方メートルの計画内容でございます。

利用権の新規設定は議案書12ページの番号1、こちらの計画につきまして [REDACTED] と [REDACTED] のみとなっております。から議案書13ページの番号3、議案書14ページの番号5、議案書17ページの番号12、議案書18ページの番号13になります。

また、議案書18ページの番号13については、農地中間管理機構である福島県農業振興公社が利用権設定を受け、同時に借受者に対して利用権設定を行うものであります。

その他の設定内容については、議案書記載のとおりであります。

利用権設定の番号1から番号13につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長 事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

質問、意見ございますか。

（意見なし）

議長（奥平貢市）会長 無いようですので採決に移ります。

議案第65号、番号1から番号13について、原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長 全員賛成ですので、議案第65号、番号1から番号13については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長 次に、日程第8、議案第66号「令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 それでは議案書21ページをご覧ください。

議案第66号について説明させていただきます。

議案第66号令和5年度農地等の利用の最適化の推進に関する意見書の提出について。

農業委員会等に関する法律第38条第1項に基づき、別紙のとおり意見書を提出する。

令和5年10月20日提出 二本松市農業委員会会長 奥平 貢市。

22ページから25ページまでが二本松市長に提出する意見書となります。

なお、内容につきましては、9月の協議会で協議案件として提出したものと
同じ内容のものとなりますが、一部文言の修正を加えて修正した意見書となっ
ております。

以上で議案の説明を終わります。

議長（奥平貢市）会長　　以上で事務局の説明が終わりました。

これより、只今の事務局の説明に対する質問及び意見を許します。

事前に一度は提案されておりますので、内容はほぼご理解いただいているか
と思われるのですが、なお皆様からご意見等ありましたらお願いいたします。

6番（武藤一夫）委員　　農業委員会の機能強化のところですね、農業委員全
員のタブレット端末の導入を図るということで質問したいんですが、今のとこ
ろたぶん半分くらいまでは導入されるんですが、あれからだいぶ経ってるん
ですが、なかなか活用されてないっていう状況であるんですが、それらも踏まえ
て、買ったが使えないんじゃないかという話が出てくるのはちょっとまずいの
かなって考えてますので、農業者の積極的な活用を進めて参りたいというふう
に考えてますがいかがでしょうか。

事務局　　今ほどのご意見のとおり、タブレット端末の方がちょっと使い勝手
が今のところ良くないということなんですが、農業会議等の方にも確認して、
システム上の問題になるんですけども、こちらの方ですね、改善案の方、試行
錯誤して、今回もテストということで、試験の方しておりますので、活用に関

しては改善の方は図っていくとともに、どうしてもシステムなので、私達二本松市農業委員会で改善できるものと、全国的に改善しなきゃいけない部分もございまして、こちらの方改善を図っていきたいと思います。また、合わせてですね、活用の方がなかなかされていない状況ではあるんですけども、農業委員会全員のタブレット端末導入、こちらは記載のとおり意見しまして提出させていただきたいと思っております。以上です。

議長（奥平貢市）会長　以上ですがよろしいでしょうか。

その他ご意見等ございますか。

（意見なし）

無いようですので、採決いたします。

一部、タブレット等について、武藤一夫委員から質問がありましたが、採決いたしたいと思えます。

議案第66号について、原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（奥平貢市）会長　全員賛成ですので、議案第66号については、原案のとおり決定いたしました。

議長（奥平貢市）会長　以上で、本日の審議は全て終了しました。

これをもって、令和5年第10回二本松市農業委員会を閉会いたします。

（宣告　午後2時36分）

上記の議事の結果は、事実と相違ないことを証明するため署名する。

令和5年10月20日

二本松市農業委員会

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員